総務委員会資料

- 1 平成31年第1回定例会提出予定議案の説明
- (4) 議案第9号 川崎市競輪場使用条例の一部を改正する条例の 制定について

資 料 新旧対照表

経済労働局 平成31年2月6日

川崎市競輪場使用条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市競輪場使用条例	○川崎市競輪場使用条例
昭和27年9月22日条例第34号	昭和27年9月22日条例第34号
(使用料)	(使用料)
第4条 前条の規定により許可を得て競輪を開催した市(県)は、開催の都	第4条 前条の規定により許可を得て競輪を開催した市(県)は、開催の都
度使用料として車券総売上額の100分の4以内において市長が定める額に	度使用料として車券総売上額の100分の4以内において市長が定める額に
100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨	100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨
てる。)を川崎市に納入しなければならない。	てる。)を川崎市に納入しなければならない。